

# 思川流域における農村地域雨水流出抑制対策基本指針の策定について

令和5（2023）年9月28日 農政部農地整備課

## 1 背景

- 近年、令和元年東日本台風等、全国各地で水災害が頻発・激甚化しており、また、気候変動の影響により、非常に激しい雨（1時間降水量50mm以上など）の回数は、1980年頃と比較しておおむね2倍程度に頻度が増加している。
- 県では、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「栃木県流域治水プロジェクト」を推進しており、本プロジェクトのひとつとして、農村地域においても、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（雨水流出抑制対策）を進める必要がある。



近年の浸水被害状況などに基づき、思川流域において「農村地域雨水流出抑制対策基本指針」を策定した。

「栃木県流域治水プロジェクト」の3つの柱

- ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策→雨水流出抑制施設の整備・促進
- ②被害対象を減少させるための対策
- ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

## 2 目的

- 農地や農業水利施設が有する雨水貯留機能を活かして、水災害リスクを低減する雨水流出抑制対策の方向性を定める。
- 対策の取組拡大のため、県や流域の市町、土地改良区が一体となった推進体制を確立する。

## 4 今後の進め方

R 5（2023）.9.28

R 5（2023）.10月以降

思川流域農村地域雨水流出抑制対策基本指針の公表

対策協議会の設置・運営、研修や情報周知などによる農業者等の取組意欲の醸成  
他流域における雨水流出抑制対策基本指針の検討 など

## 3 内容と特徴

- 「氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策」を進めるため、農村地域における雨水流出抑制対策として、3つの取組をとりまとめ
- 流域市町のそれぞれの取組内容や区域、時期を明示
- 営農への影響を踏まえた対策の在り方を明示
- 対策の着実な実施に向けて県や流域内の市町、土地改良区からなる対策協議会を設置し、情報共有や取組の効果分析、農家等への普及啓発方法を検討していくことを明示

### <雨水流出抑制対策の3つの取組>

#### ①田んぼダムの取組

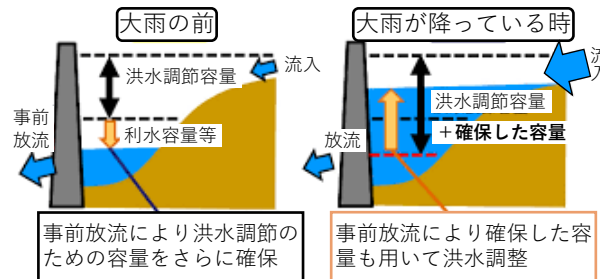


#### ③ほ場整備事業による河川調節池用地の創出の取組



河川の増水時に調節池へ排水

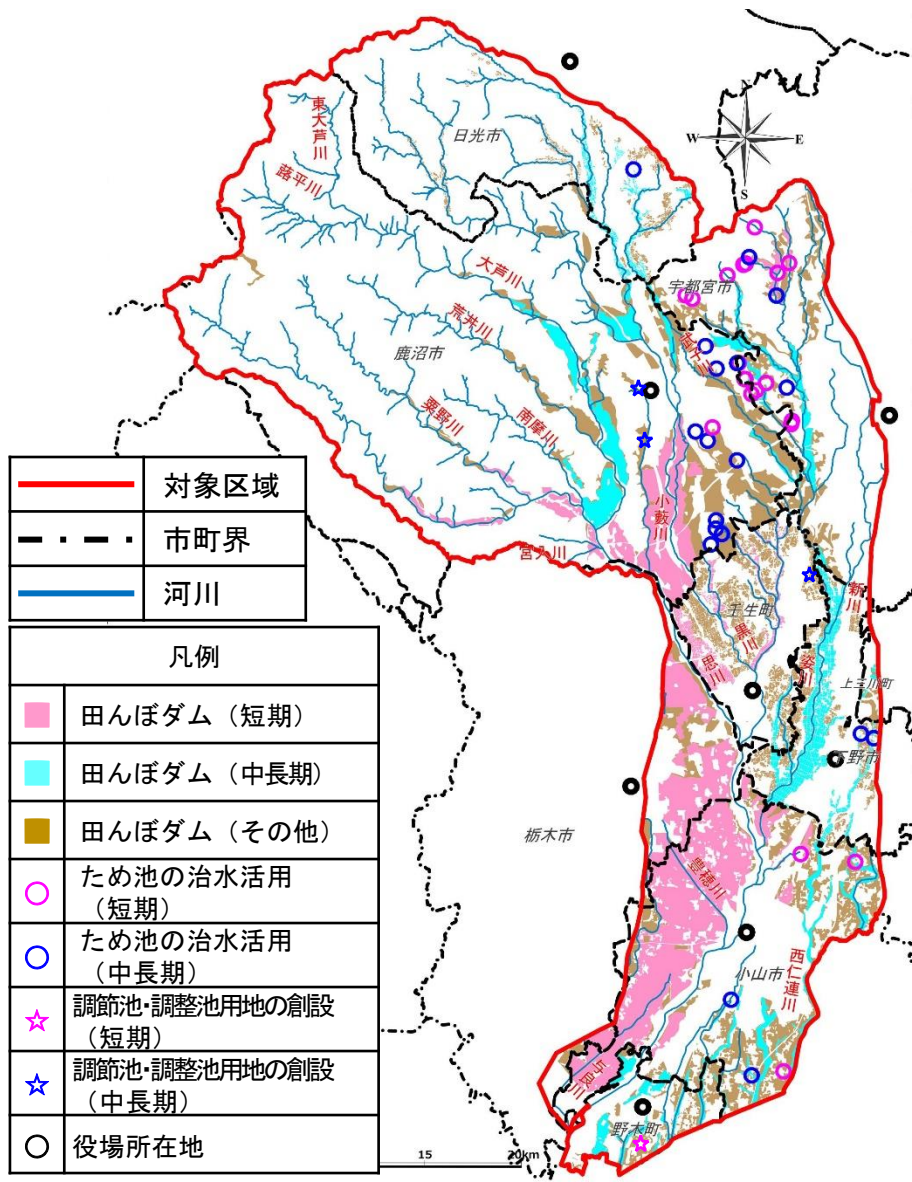
#### ②農業用ため池の事前放流の取組



# 思川流域農村地域雨水流出抑制対策基本指針の概要

## 農村地域雨水流出抑制対策の取組内容や区域、時期

短期（概ね5年後）・中長期（概ね30年後）における実施内容・区域を設定

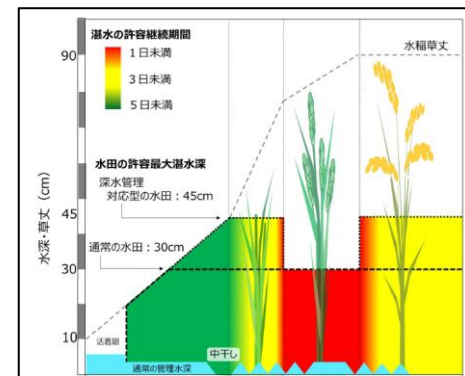


## 営農への影響を踏まえた対策の在り方

田んぼダムの実施による営農への影響を最小限にするよう、実施方法や時期、エリアについて検討

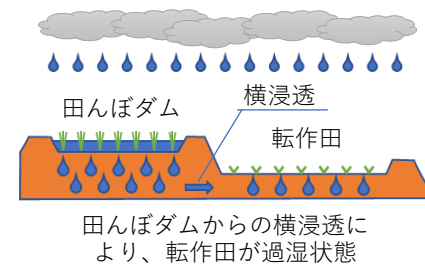
### 生育ステージを考慮した湛水ルール

- ・ 水稻の収量、品質への影響が懸念されるが、影響はないことが確認されている
- ・ 水稻は時期や品種によって許容湛水条件が異なる
- ・ 地域の営農状況に応じて、湛水ルールを検討



### 隣接農地への配慮

- ・ 地下水位、地下の透水性によって、過湿に弱い作物への影響がある場合があると考えられる
- ・ 隣接農地に影響があると考えられる場合は取組区域から除外



## 対策協議会について

- ・ 流域における対策内容や実施時期、対策効果の分析、取組の拡大に必要な普及啓発、情報発信などについて協議

< 思川流域農村地域雨水流出抑制対策協議会 > 必要に応じて助言を求める

|               |         |         |     |          |
|---------------|---------|---------|-----|----------|
| 事務局<br>…<br>県 | 宇都宮市    | 鹿沼市     | 栃木市 | 壬生町      |
|               | 上三川町    | 日光市     | 小山市 | 野木町      |
|               | 8 土地改良区 | 7 土地改良区 | 下野市 | 18 土地改良区 |

学識経験者、河川管理者、農業団体等